

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年十月三十日 火曜日
第二千二百五十七号

◇告示 主要目次

- 玉うどんの販売価格指定
- 建設業者の登録
- 保母資格証明書の交付
- 建設業者の変更登録
- 昭和二十六年度第四、四半期森林区実施計画の公表について
- 県営住宅の入居者募集
- 昭和二十七年森林区実施計画の公表について
- ◇正誤 昭和二十六年十月訓令甲第二十、二十一号中訂正

告示

◇鳥取縣告示第四百八十四号
物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四條の規定により玉うどんの販売価格を次のとおり指定し、昭和二

十五年鳥取県告示第四百十三号(玉うどんの販売価格の統制額指定の件)は廃止する。
昭和二十六年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、玉うどんの販売価格の統制額
品名 規格 販売価格の統制額
玉うどん 九五匁以上 九円五十銭
- 二、本表の販売価格は売主店先渡しの場合とする。
- 三、玉うどんの規格は小麦粉二十二匁につき、一六九食取りのものを茹上げ水切りしたものである。

◇鳥取縣告示第四百八十五号
建設業法(昭和二十四年五月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十六年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録

昭和二十六年八月六日

奥山組

西伯郡春日村大字上新印一八〇

奥山 啓次

(5) 第二二六号

〃 第二二七号

平和建設

米子市錦町二丁目二二五

影下 岩美

◇鳥取縣告示第四百八十六号

次の者に対し児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十六年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県東伯郡長瀬村長瀬

竹田 重子

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録

昭和二十五年

氣高建設株式会社

鳥取市川外大工町八番地
氣高郡浜村町大字勝見二七番地ノ一

桐谷 弥太郎
木下 静造

◇鳥取縣告示第四百八十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十六年十月十一日変更登録した。

昭和二十六年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第八條第四項の規定による昭和二十六年第四、四半期森林区実施計画については次の場所において公表する。

昭和二十六年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、公表場所

- 1 各市町村役場
- 2 各地方事務所
- 3 鳥取県庁

◇鳥取縣告示第四百八十九号

鳥取県営住宅の入居者を次のように募集する。

昭和二十六年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、場所 鳥取市立川町
- 二、構造 鉄筋コンクリート造三階建
- 三、募集の戸数 十八戸

四、一戸当り間数及び附属施設

六疊一、四疊半一、二疊一、玄関、便所炊事場

五、募集の受付期間

自昭和二十六年十一月一日 十日間
至昭和二十六年十一月十日

六、入居の期日 知事が別に指示する期日

七、家賃 月額一、三五九円以内で知事の定める額

八、敷金 三箇月分の家賃に相当する額

九、入居者の資格

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻の關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) 入居者(同居しようとする親族を含む)の毎月の収入の合計から、扶養親族一人につき千円を控除した額が家賃(一、三五九円)の六倍以上、十五倍(その額が二万円をこえるときは二万円)以下の者で家賃の支払能力を有し保証人が二人あること。

十、入居者の選考基準

(1) 住宅以外の建物若しくは、場所に居住し、又は保安上危険若しくは、衛生上有害な状態にある住宅に居住している者。

(2) 他の世帯と同居して、著しく生活上の不便を受けている者、又は住宅がないため親族と同居することができない者。

(3) 住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者。

(4) 正当な理由に因る立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないために、勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者、又は毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者。

(6) 前各号に該当する者の外現に住宅に困窮していることが明らかなる者。

十一、入居の申込

入居しようとする者は、別記様式の県管住宅入居申込書に左の書類を添えて受付期間内に鳥取県土木部建築課に提出すること。

1 九の(2)に規定する収入に関する証明書。

2 九及び十の各号の一に該当する市町村長の証明書。

十二、入居者の選考

入居の申込をした者の数が募集戸数を超えるときは、公開抽せんの方法により選考決定する。

様式

県管住宅入居申込書

私事

鳥取県管住宅に入居したいので御承認下されたく関係書類を添えて申込いたします

年 月 日

住所

氏 名 印

鳥取県知事 西尾愛治殿

◆鳥取縣告示第四百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七條第三項の規定による森林区施業計画及び同法第八條第一項の規定による昭和二十七年森林区実施計画案を次の場所以いて公表する。

昭和二十六年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、森林区施業計画

1 林業経営指導員駐在箇所(昭和二十五年鳥取県告示第五百九十一号)

2 各地方事務所

3 鳥取県庁

二、昭和二十七年森林区実施計画案

1 各市町村役場

2 各地方事務所

3 鳥取県庁

正 誤

昭和二十六年十月十五日鳥取県訓令甲第二十号中誤植があるので次のように訂正する。

頁 段 行 誤 正

二三 下 一 総務課長協議の上 総務課長が協議の上

〃 〃 一七 一簿冊に 同一簿冊に

昭和二十六年十月十五日鳥取県訓令甲第二十一号中誤植があるので次のように訂正する。

頁 段 行 誤 正

三三 上 八 別表の通りとする 別表の標準によるものとする

〃 〃 下 一四 新調改刻 新調又は改刻

三四 〃 五 引継ぎ 引継ぎ